

令和8年度農林水産物マッチング事業（産地視察ツアー・商談会等業務）
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、福島県（以下「県」という。）では県産農林水産物の風評払拭を図るため、様々なPRを展開してきた。県産農林水産物等の取引価格については、一部の品目では震災前の状態に戻りつつあるものの、未だ震災前の水準に回復していない品目も見られる。

そこで、県産農林水産物の魅力のPRや東日本大震災からの復興・再生の取組の発信により、一層の販路拡大を図るため、県内農林水産物生産者・加工事業者等（以下「生産者等」という。）の営業力強化や、首都圏等の卸売、小売、飲食・宿泊等事業者等の流通事業者をターゲットとした産地視察ツアー、商談会及びタイアップフェア等の実施により、継続的な商流を確立することを目的とする。

2 業務名

令和8年度農林水産物マッチング事業（産地視察ツアー・商談会等業務）

3 業務概要

（1）業務内容

- ア 生産者等情報の収集
- イ 生産者等の営業力強化研修
- ウ 産地視察ツアー
- エ 商談会
- オ 県産農林水産物を活用したタイアップフェア
- カ WEBサイト（「ふくしまプライド。」バイヤー向け農林水産物ガイド）
- キ 精度の高いマッチングの場の提供
- ク 成約状況及び継続取引等を把握するアンケートの実施

（2）委託契約期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務仕様

別紙「令和8年度農林水産物マッチング事業（産地視察ツアー・商談会等業務）業務仕様書（案）」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 見積限度額

49,769千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

次の表のとおり。

日 程	項 目
令和 8 年 3 月 2 日 (月)	プロポーザル募集要領の公表
令和 8 年 3 月 9 日 (月) 17 時まで (必着)	質問書の提出期限
令和 8 年 3 月 11 日 (水) 17 時	質問書への回答
令和 8 年 3 月 16 日 (月) 17 時まで (必着)	参加申込書の提出期限
令和 8 年 3 月 18 日 (水)	参加資格確認結果の通知
令和 8 年 3 月 23 日 (月) 17 時まで (必着)	企画提案書等の提出期限
令和 8 年 3 月 24 日 (火) 予定	一次審査(書面)結果の通知

令和8年3月26日（木）予定	二次審査会（プレゼンテーション）
令和8年3月下旬予定	審査結果の通知
令和8年4月～5月予定	契約締結

8 手続きに関する事項

(1) 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

- ア 提出書類：令和8年度農林水産物マッチング事業（産地視察ツアー・商談会等業務）公募型プロポーザル募集要領等に関する質問書（様式第1号）
- イ 提出期限：令和8年3月9日（月）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：農産物流通課宛に郵送、持参又は電子メールにより提出すること。
 ※郵送による提出の場合3月9日（月）必着で送付すること。
 ※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。
 ※電子メールによる提出の場合、電話で受信確認すること。
- エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、3月11日（水）17時までに、農産物流通課のホームページに掲載する。

(2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- ア 提出書類：①令和8年度農林水産物マッチング事業（産地視察ツアー・商談会等業務）公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）
 ②会社概要や業務分野が記載された資料（1部）
- イ 提出期限：令和8年3月16日（月）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：農産物流通課宛に郵送、持参又は電子メールにより提出すること。
 ※郵送による提出の場合3月16日（月）必着で送付すること。
 ※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。
 ※電子メールによる提出の場合、電話で受信確認すること。
- エ 回答方法：参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和8年3月18日（水）までに書面で通知する。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、8の（2）の参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

- ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については9のとおり）
 ②類似業務実績一覧（令和6～7年度）
- イ 提出部数：15部

- ウ 提出期限：令和8年3月23日（月）17時まで（必着）
- エ 提出方法：農産物流通課宛に郵送又は持参により提出すること。
 - ※郵送による提出の場合、3月23日（月）必着で送付すること。
 - ※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。
 - ※電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

(4) 提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおり。
なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

以下の「提案1」から「提案5」までを記載すること。

提案1：現状把握及び本業務の目的達成のための考え方

県産農林水産物の販路拡大の現状とバイヤーニーズを把握し、「1 事業の目的」に記載した目的を達成するための考え方を提案すること

提案2：各業務の取組内容

- ア 各業務について、別紙「農林水産物マッチング事業（産地視察ツアー・商談会等業務）業務仕様書」の（1）から（8）の提案をすること。
- イ 関係企業・団体と連携を図り、具体的な提案内容となるよう配慮すること。
- ウ その他、本事業の目的を達成するために必要な取組があれば、提案すること。
- エ 企画内容を実施するためのスケジュールを表で示すこと。

提案3：事業効果の設定と検証

- ア 当事業で展開する販売促進対策を評価するための定量的な評価項目、その項目の現状及び目標値を設定すること。
- イ 各業務の実施結果を効果検証する方法を提案すること。

提案4：業務の実施体制

- ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるよう提案すること。
- イ 特に、産地視察ツアーの催行を行う旅行会社については、会社名や旅行業登録の種類についても記載すること。
- ウ 業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として選任することとし、総括責任者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

提案5：積算見積書

業務の内容ごとに各費目の内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、制作費等）。

(2) 様式

日本産業規格A4判で両面15枚以内（総頁数：30頁以内）とすること。なお、表

紙は枚数に含めず、必要に応じてA3の折込も可とするが、2頁としてカウントする。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とする。

10 企画提案書の評価基準等

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

ア 一次審査（書面審査）

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。

【一次審査の結果通知：令和8年3月24日（火）予定】

イ 二次審査会（プレゼンテーション）

一次審査で選定された対象者に対し、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。

(ア) 正式な開催日時及び場所は別途通知する。

(イ) プレゼンテーションは25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）とする。

(ウ) その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

【二次審査の実施日：令和8年3月26日（木）予定】

(2) 評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。特に、事業の取組内容や効率的かつ効果的な業務の実施体制とともに、予算額の妥当性に重点を置き、審査を行う。

評価項目	配点	評価基準
1 現状把握及び本業務の目的達成のための考え方	10点	販路拡大の現状とバイヤーニーズの理解度及び目的、目的達成の考え方の的確性等
2 各業務の取組内容	60点	生産者等の営業力強化研修、産地視察ツアー・商談会・タイアップフェアの募集や実施、成約支援等、連携・実績把握における企画力、訴求力、波及効果、スケジュール管理、履行の確実性、独創性等
3 事業効果の設定と検証方法	10点	わかりやすい事業効果の設定、検証方法等
4 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力等
5 積算見積	10点	実施内容に対する予算額の妥当性等
合計	100点	

(3) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が一定点数以上となった場合に、当該事業者を業務委託予定者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果通知

審査の結果は、二次審査参加者全員に対して、書面で通知する。また、審査結果を農産物流通課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果通知及び公表：令和8年3月下旬予定】

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

11 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

(1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

(2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書

(3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

12 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

13 その他の事項

- (1) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。
- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、複数年の使用、県のホームページ、ポスター・パンフレット等への二次利用を行う場合がある。については、県が二次利用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。
- (4) 必要な資材の調達等は可能な限り県内事業者を活用すること。
- (5) 当業務は、今後、県における予算の執行が可能となったときに確定するものである。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）
福島県 農林水産部 農産物流通課（担当：小幡、川本、大橋）
電話 024-521-7377 E-mail ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp